

災害防止等に係る建設工事現場の安全確認に関する取り扱い

平成23年7月

建設工事現場においては、地震、台風、大雨、洪水、噴火、大雪その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）により、建築物の全体又は一部の倒壊又は崩壊及び仮設物の損傷等の被害が予想される。特に地震注意情報、台風情報等の気象情報が発令された場合、人身被害の防止、2次災害の防止や被害軽減のため迅速に対応することが重要である。

このため、①工事現場の安全確保・被害拡大の防止、②状況の把握を目的とし、必要な措置・対応及び情報を的確に把握・伝達できるよう本取り扱いを定める。

1 工事現場における安全確認

建設工事（解体工事を含む。）を実施している工事現場においては、工事請負約款第26条（臨機の措置）の規定により、「請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。」と定められている。この為、工事の現場代理人は災害の発生等に備え現場内及び周辺を巡回して災害に対する必要な措置を講じるとともに、工事中の現場の安全確認を行うものとする。

2 体制の確立

現場代理人は、災害に備え、必要な措置・対応及び情報を的確に把握・伝達できるよう点検・確認・報告の体制（組織表）を整えることとする。

また、災害の種別毎に3（1）「災害が予想される場合の措置」について、具体的な対応を記した施工計画書を作成し、前述の組織表と併せて工事監督員に提出することとする。

3 建設工事現場の安全確保、状況確認

現場代理人は、建設工事現場の状況に応じ、以下の措置を行う。

（1）災害が予想される場合の措置

- ア 作業中止
- イ 土留、支保工、足場等の仮設物の点検・補強
- ウ クレーンなどの建設機器類の転倒防止
- エ 高所からの落下物の防止
- オ 建設工事現場内におけるガス管、上下水道管等の点検・補強
- カ 仮囲い等仮設物の点検、建設工事現場への立ち入り禁止対策の徹底
- キ 建設工事現場の周辺住民、通行人の安全確保
- ク 作業員の安全確保
- ケ 火気使用禁止
- コ その他飛散、転倒の恐れのあるものの飛散・転倒防止

(2) 災害発生後における初期対応

二次災害防止のため、被災の状況により原則外部からの確認とする。

- ア 各施工部分の被災状況確認
- イ 仮設物の状況の確認
- ウ 建設工事現場の周辺の状況確認
- エ 建設機器類の状況確認
- オ 飛散・落下・転倒物の状況確認
- カ 作業員の安全確認
- キ 第3者を含めた、人身被害者の救助

4 情報整理と被害報告

現場代理人は、自然現象が別添1の基準以上に達した場合は、同基準の警報等の解除後（地震については発生後）に、3（2）「災害発生後における初期対応」により速やかに建設工事現場を確認し、その内容及び対応を工事監督員に報告（別紙様式1）するものとし、基準未滿又はその他の事由であっても災害が発生した場合は、同様とする。

口頭による報告は、原則として災害発生後速やかに行うものとし、逐次報告することとする。

5 対象工事現場

報告対象は、新築、増築、改築工事現場又は高さ4m以上の足場を設置している建設工事現場、若しくは工事監督員の指示する建設工事現場とする。